

# ★実録、壮絶な借金地獄からの完全脱出マニュアル

大 門 一 衛

- 1 -

## 目次

1. はじめに … 3ページ
2. 借金を整理する方法 … 9ページ
  - 債務整理 … 21ページ
  - 自己破産 … 31ページ
  - 個人再生 … 46ページ
3. 資料 … 69ページ

## 4. はじめに

当レポートは、著者が実際に過ごしてきた5年間に及ぶ壮絶な借金地獄からの生還をありのままに書き下ろした渾身のレポートです。借金でお困りの方に必ずお役に立つレポートだと自信をもっております。最後までしっかりと読みいただきたいので当レポートは印刷されてからお読みいただくと読みやすいかと存じます。

日本ではサラ金・消費者金融などから借金している人は、およそ **1500 万人以上**も居るといわれています。また、借金を返せなくて困っている人がおよそ **150 万人から 200 万人**はいるといわれています。

この人達のうち自己破産の申立てをした人は平成 17 年ではおよそ **18 万人**。

このほか厳しい取立てに耐えかねて**夜逃げした人が 10 数万人**いるといわれています。

ここ数年、**年間の自殺者数は3万人**を超え続けており、平成 17年に経済的理由で自殺した人は、およそ**1万人**に達しようとしています。



今現在やこれまでに借金に苦しんだことの無い方達には、この数字は余り関心のないこと  
かもしれませんが、**実際に今借金で苦しみ悩んでいる方や多重債務で苦しんだ経験のある方**  
にとっては、驚異的数値であると思います。

なぜ、こんなにも借金に苦しみ悩む人達が多いのか？

理由は人それぞれあるでしょうし、最近のニュース等でも報道されているとおり、日本経済  
の破綻というのもその大きな原因であることは言うまでもありませんが、それだけでは  
無いと私は思います。

では、その他の原因とは何なのか？

それは、**借金苦から抜け出す方法を知らない人**がかなり多いということです。

なぜ、私がこんなことを言えるのか？

きっと疑問に感じられる方は多いと思います。

それは、私もその“ **方法・術** ”を知らなくて悩み苦しんだ一人だったからです。

私はその方法を知らなかった余り、実に5年の間「生き地獄」の生活をしました。

その5年の間には、とても人には言えない様な苦悩や経験をいたしました。

借金は最高に多かった時で5,500万円、その当時1ヶ月の返済金額は75万円にも

及び、今から振り返ってみても“**狂気の沙汰**”としか思えない状況でした。

一時は夜逃げ寸前までの状況にもなり、何度となく自殺を考えたこともありました。

でも、ぎりぎりのところまでで何とか切り抜けてまいりました。

正直、「よく生きて来られたなあ」と、思います・・・。

書店に行けば、法律関連の本や「借金」に関する書籍はいろいろあると思いますが  
その多くは、弁護士や司法書士等の方々が書かれた「方法論」であるものが殆どで、  
実際に

「多重債務者の苦しみ」や「取立てられた側の心理」、「破産から免責決定までの生活」  
に及ぶまでは、私の様な実際に多重債務を抱え悩み苦しみ、そして脱出までを  
経験した者でしか語ることはできないと思うのです。

そして、その経験に基づく情報こそが今現在、実際に苦しみ悩む方達にとって  
役立つものであると思いました。

もし、私が生き地獄の様な生活をしていたあの5年の間に、こんな情報があつ  
たなら私はあれほど苦しまなくて済んだであろうし、もっと早く苦しみから解放  
されていたと思うのです。

確かに、借金をして苦しむのは借金をした者の当然の報いといわれるかもし  
れません。

しかしながら、借金に苦しむ人の中には自分の過ちや愚かさによるものだけ

とは限らず知人や親権者の借金を負わされていたり、「頼まれたら断りきれない」

という「人の良さ」につけこまれ保証人にされて騙されたりなど、本人だけのせいでは無い理由で  
苦しんでいる人が如何に多いことか…。世の中の矛盾を感じずには居られません。



先日あるテレビで、悪徳業者による詐欺に遭い多重の債務を抱えて自殺した人の番組を見ました。悪徳業者の手口は、「**一度脅しに屈して金を払った人間は、また脅かせば何度でも払う**」という、何とも許しがたいものでした。人間のすることではありません・・・

気が小さい人や、人がいい人間は善人であるにも関わらず嵌められてしまうのです。

そんな人達がどれほど多く苦しんでいることか・・・

今回私は、そんな方達の為に少しでも役に立てたらという想いで

このレポートを書くことを決心いたしました。

**借金のために夜逃げや自殺する必要はありません。**

**借金を整理すればいいのです。**

**借金の整理方法には任意整理、自己破産、個人再生など幾つかがあります。**

**これらの方法を用いることにより借金は必ず整理できます。**

**決して屈することなく、諦める必要などありません。**



※ このレポートに書かれている内容は、あくまでも私の個人的な経験による方法を書いたものです。私は法律家でも、法律に詳しい訳でもありませんので、多少の誤りや説明不足程度はご了承願います。

尚、このレポートには多重債務及び借金苦から脱出するために、私が実際に経験した一般の書籍には書かれていない方法が記されています。

どれも違法になる事柄は書いておりませんが、あくまでも困っている方が少しでも救われるように書いた為のものであって、その方法を奨励または推奨するものでないことを、あらかじめお断りしておきます。

使用等に関する一切のトラブル等に関しましては、それぞれの自己責任においてお願いいたします。

当レポートの一部またはすべての部分に於いて無断転載は固くお断りします。

どんな借金であれ、必ず何らかの方法があるはずです。  
決して諦めないで、**根気よく取り組むこと**です。

借金をすることは、決して恥ではありませんし悪いことではありません。  
「借りたものは返す」のが原則ですが、返せないからと言って  
お金の為に大事なモノを亡くす必要はありません。  
自分にとって本当に「大切なもの」を守るために、**これからどうやって  
前を向いて進んでいくのか？** という前向きな気持ちが重要です。



借金または多重債務に悩んでいるなら、一人で悩んでいないで  
まず、「借金整理」をしてみましょう。

### 借金を整理するにはどんな方法があるのか？

借金の額などによってその方法が違ってきますが、大きく分けると  
次のとおりです。

- 特定調停
- 任意整理
- 自己破産
- 個人再生

私の場合もそうでしたが、借金は無くしたいけど自己破産は避けたい…

そういう方はきっと多いと思います。

特に、昔の自己破産へのイメージが大きい方にとっては尚更でしょう。

実際には、現在の自己破産は過去のものとは大きく変わっていて、デメリットは  
かなり少なくなっているのが現状ですが、そのことを知らないが為に自己破産に  
踏み切れず、苦しみから解放されないまま最悪のケースに至る方も、未だ実際に  
多いのが現状のようです。

自己破産については後程ご説明をいたしますが、まずは自己破産すること無く  
脱出を図る方法をご紹介します。

## 借金脱出のための方法

### 特定調停

借金の金額が少ない場合や債務先の件数が少ない場合は、まずこの方法を試して  
みると良いでしょう。

後に説明いたしますが、最初から弁護士に依頼する『任意整理』などの方法もありますが、  
弁護士に依頼する場合は弁護士費用等のお金が必要になります。

できるだけ少ない費用で借金を整理したい場合に有効な方法です。

特定調停は、借主が借金の支払いに困っている場合に申し立てることが出来、借金を  
支払えなくなるかもしれないければよく、実際に支払えなくなっている必要はありません。

借主が簡易裁判所に申し立て、貸主と話し合っ返済条件等を変更し、経済的立ち直りを  
図る制度で、借主が調停委員の助けを借りて貸主と話し合い、和解を成立させます。

特定調停の場合には、借主が複数の貸主をまとめて申し立て、特定の期日に30分～1時間の時間をあけて個々の貸主と裁判所で話し合いができます。

調停申立費用は、一般的に弁護士費用より低いことが多く、弁護士費用の支払いが難しい場合は、特定調停を申し立てるのが良いでしょう。

★「最初に契約した内容は変更できない」と思い込んでいる債務者は案外多いと思いますが、債権者が一番困るのは「貸した金が回収できない」ことです。返してもらう為には、ある程度までの条件ならば譲歩してでも調停に応じるという債権者はいます。最初から諦めないで、まずはトライしてみることです。

## 特定調停のメリット

### 第1のメリット

まずは取立てが止まることです。金融庁の事務ガイドラインで、「調停、破産その他裁判  
手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をすること」は禁止されて  
います。ですから、取立てに悩んでいて弁護士に依頼できない人は特定調停の申立てを  
して、取立てを止めることができます。

おそらく、借金苦の中でも大きなダメージを受けるのが「取立て」でしょう。

いくら返済が困難であることを告げても、支払いがなされるまで必要以上なほどの

取立てをされることにより、その精神的ダメージはかなりのものとなります。

支払うまで毎日の様に催促の電話がかかってきたり、直接押しかけられたりされては  
仕事どころか、私生活に於いても平穩を装うことすらできなくなります。

とりあえずでも、この「取立て」が止まるだけでも相当に安らぐはずです。

### 第2のメリット

第2は、利息制限法に基づいて借金を計算し直し、残金を減らすことができることです。

調停委員は、貸主に対して全ての取引内容を提出するよう命令できます。貸主が全ての

取引を出してきたら、取引の古い順に利息制限法に基づいて計算し直せば借金が減ります。

**特定調停は、全ての貸主を相手に申し立てることができるだけでなく、一部の貸主だけを  
選んで申し立てることができます。**

特定調停を申し立てるにあたっては、貸主全員を相手とする必要はありません。

例えば、多くの貸主は借金整理案に同意しているものの、一部の貸主が同意しない場合には、同意しない貸主だけを相手として特定調停を申し立てることもできます。

### 第3のメリット

調停が終了するまでの間、給料差押えなどの強制執行を止めることも可能です。

申立人が、強制執行の停止を裁判所にお問い合わせすると、裁判所は事件を特定調停によって解決することが相当であり、強制執行が特定調停手続きの妨げになる場合には、強制執行の停止を命じることができます。

また、通常、強制執行を止めるためには担保としてお金を提供する必要があります。

しかし、特定調停によって強制執行を止める場合には、担保となるお金を提供することなく、強制執行が停止される場合もあります。

### ●ワンポイント・アドバイス

特定調停は、借主が調停委員の助けを借りて貸主と直接交渉する訳ですが、

必ずしもすべてが上手く話がまとまるとは限りません。

基本的に「貸主側としては交渉に応じたく無い」からです。

ですが、貸主としても**債務者(借主)に破産されては困る訳です。自己破産されてしまっ**

**一銭も返して貰えない**ことになってしまうからです。

そこで貸主側は、どの様にしたら損害が一番少なくて済むのかを考えます。

最終的に、「破産されることを覚悟の上で交渉に応じない」のか、「破産されては困るから少々の利息分が減額されたり、長期返済になっても元本だけでも回収した方がマシ」と考え調停申立てに応じるのかの判断をすることになります。

「破産されることを覚悟の上で交渉に応じない」という強気の姿勢をとる貸主の場合、**貸主が調停に応じず裁判所に来なければ、調停は成立しません。**

従って、その場合は調停の効力自体が発生しなくなります。

また、特定調停に応じない貸主には、成立した他の特定調停の効力は及びません。

ですが、

貸主も様々で、中にはこちらの事情や状況をきちんと説明すれば案外すんなりと調停に応じてくれる場合もあります。

業者だったりしても貸主も人間です。こちらがちゃんと**誠意を持って対処すれば解ってもらえる**ことだってあるのです。

## **注 意**

ここで、絶対に注意しなければならないことは、

**「こちらには、きちんと返す意志がある」**という姿勢を見せることです。

たとえば、「もう、収入が入る見込みが無いから返済は無理です」などの否定的な発言やましてや、「返済できないものはしょうがない」などと、開き直りの態度は禁物です。

**「返す意志が無い」と判断されたら、交渉にはまず応じてもらえません。**

## 「今直ぐは難しいけれども、減額や長期化を認めて貰えれば必ず返済します」

という前向きな姿勢、または意思表示をすることが大切です。

(たとえ、返そうという意志が無い、または返済の見込みが薄いとしてもです…)

### 特定調停の申し立て方

特定調停は、原則として、貸主の住所・営業所がある地域の簡易裁判所に申し立てます。

また、特定調停は複数の貸主を相手方として一括して申し立てることもできます。

その場合、多くの貸主の住所・営業所がある地域の簡易裁判所に貸主すべてについて一括して申し立てできることが多いようです。

自分のケースで一括申立てが可能か否かについては、申立てを予定している

簡易裁判所に問い合わせたほうがいいでしょう。

### 特定調停にかかる費用

特定調停を申し立てるためには、

- (1) 申立手数料(印紙代)      (2) 郵便切手代が必要になります。

(1) 申立手数料(印紙代)は、調停を求める事項の価額が基準となります。

1社あたりの借金の額が比較的少額で、毎月の支払金額を減らしてほしいと思って

調停を申し立てる場合には、通常1社あたり300円の手数料(印紙代)で済みます。

申立手数料(印紙代)は、求める調停の内容や借金の額によって異なってきますので、

正確な金額については、申し立てる簡易裁判所に問い合わせして下さい。

(2) 貸主の数に応じた郵券切手を裁判所に提出する必要があります。

具体的な金額は各裁判所によって違いがある為、申し立てる簡易裁判所に  
問い合わせれば教えてくれます。

※弁護士に依頼して特定調停を申し立てる場合には、この他に弁護士費用が必要です。

## 特定調停に必要な書類

特定調停を申し立てる場合に必要な書類は、

- (1) 特定調停の申立書
- (2) 財産の状況を示す明細書
- (3) 特定債務者であることを明らかにする資料
- (4) 関係権利者一覧表

の4つです。



このうち、

- (2) 財産の状況を示す明細書
- (3) 特定債務者であることを明らかにする資料

は、申立人の資産・借金その他の財産状況がわかる資料や収入、生活状況がわかる資料です。

(4) 関係権利者一覧表には、全ての貸主の住所・氏名、貸金の発生年月日を記載します。

## 必ず守らなければならないこと

本人と貸主との間で話し合いがまとまり特定調停が成立すると

調停で決まったことは守らなければなりません。

例えば、特定調停で月々1万円支払うという約束をした場合には、実際に

月々1万円を支払わなければならないのです。

もし、調停の内容を守らないで支払いをしないと、貸主は調停調書に基づいて本人の給料の

差押えができます。

**調停調書は確定判決と同じ効力を持つため、貸主は強制執行ができるのです。**

## 補 足

特定調停は簡易裁判所などの公的機関を介しますが、これを簡易裁判所を通さずに

借主と貸主間で直接交渉する方法もあります。

これを私的整理(個別交渉)といい、この場合費用は当然掛かりませんが

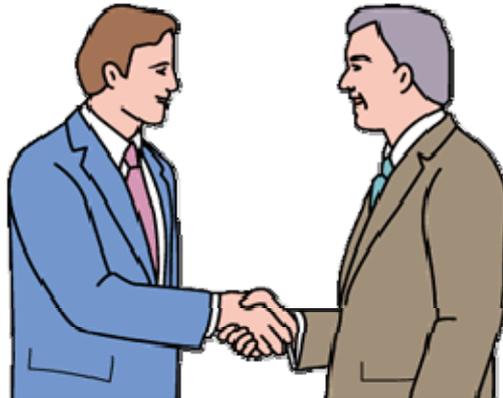
すべての交渉を自分だけで行う必要があります。

金融機関やクレジット会社などが相手の場合は、駄目元覚悟でまず交渉してみることです。

借り入れ金額や返済期間にもよりますが、案外良い結果が得られることがあります。

金融機関の場合なら、「**借金の一本化**」や「**残金の組み直し**」などを申し出してみる。

クレジットの場合は、返済期間の延長なら認めてもらえる可能性が高いです。



### シークレットアドバイス

あまりお勧めできることではありませんが、毎月の返済がかなり困難な状況にある場合  
または、現在返済が滞っているという場合、貸主からの請求の電話や督促状などの書面  
が届くはずですが。その場合、真面目な借主であれば返済月の期限までに何とかお金を工面  
してでも支払おうとします。工面が出来ないとその為に他の金融機関やクレジット会社  
またはサラ金などから借り入れを起こし、やがて借金が雪だるま式に増えるといった悪循環に  
陥ってしまうケースが発生したりします。

この様な最悪の悪循環だけは何とでも避けなければなりません。

でも、工面が出来なければそうするより他に方法が無い・・・

では、どうすればいいのか？・・・

借金を返すために他から借金をする状態を自転車操業と呼んだりしますが

この状態になったらもう危険です。

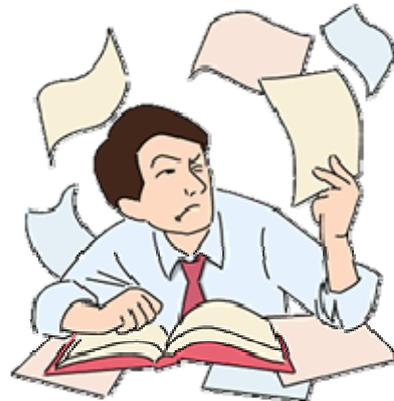
また、こういう状態に陥り始めると不思議なことに、何処からともなくこんなハガキや封書が届いたりします。

### 長期低利一本化

大口一本化の方のご相談承ります。来店は不要です

サラ金・信販等の返済でお困りの方、何でもご相談ください。

(この様な場合は、「整理屋」「紹介屋」からのものが多い)



たとえ返済を迫られていたり、請求の電話や督促状に悩まされていたりしても

つい「ワラをも掴む」想いで、こんな誘いに乗っては絶対いけません。

これらは、信販系会社やサラ金から情報が流れた、あるいは返済が滞ったことのある債務者のリストを裏で購入した悪徳業者から送られているのが殆どです。

この手の様な「ハイエナ組織」の手口は実に巧妙ですので、絶対に電話も掛けないこと。  
一度でも掛ければ、とことん狙われてしまいます。

そんな事をするくらいなら、これを試してみてください。

**請求の電話があっても、督促状が届いても、放っておく。**

**えっ！？ そんなことしても大丈夫??**

まあ、荒業的な方法ですが最悪のケースを防ぐための非常手段です。

とは言っても、相手もそのままにしておく訳ではありませんので、当然また何度も  
請求をしてくるでしょう。

最終的には、先方より次の様な内容の封書が届くはずですが。

「貴殿に対し、何度となくお支払いの請求をさせていただきましたが、一向に  
返答が無く、当方といたしましては非常に困惑いたしております。

つきましては、今回の件を専門の債権回収機構に委託させていただきました。」

「まとも」なクレジット会社や信販系会社の場合の「債権回収機構」とは、こういった  
「事故扱い」になった場合に、専門に債権の回収を行う会社に委託する場合があります。  
「債権回収機構」と言っても、「その筋の方達」ではありません。まともな委託会社です。

この「債権回収機構」に委託された場合、まず「今後の返済をどうしていくつもりなのか」について聞かれます。聞かれたら、「返済をしたいのだが、困難な状況にある」ことを説明し「何としてでも、返済をする意志がある」ことをしっかりと告げること。

こちらに返済の意志があることを確認すれば、今後の返済方法について聞いてきます。

そして、「具体的に、毎月幾らずつなら返済が可能なのか？」の検討をします。

この時、毎月の具体的な金額の提示を要求される筈ですので、一ヶ月に返済できるぎりぎりの金額を交渉します。

私の経験上、おそらく先方が条件として呑める最低ラインは1万円位でしょう。

残金の額面が少なければ、5千円～1万円の間で交渉できると思います。

とは言え、この荒業的方法はあくまでも相手が『まとも』な信販系クレジット会社にのみ有効な手段ですので、くれぐれも注意してください。

間違っても、悪質なサラ金業者や消費者金融・商工ローン会社には行わないこと。

**その様な相手に対して行った場合、より困難な状況になる恐れがありますので**

**あくまでも、ご自分のご判断と自己責任にてお願いします。**

## 債務整理

ここからの債務整理と特定調停との違いは、**弁護士**を介する点です。

任意整理の場合には、弁護士が本人の代理人となって貸主と交渉し、和解を成立させます。

### 任意整理

任意整理では、弁護士が依頼者の代理人になって債権者と交渉して、借金の減額をはかります。

そして、和解を成立させ、その和解に基づいて支払いをしていきます。

これが任意整理です。

任意整理は、借金度が中位の人への債務整理に用いられます。

借金度が中位の人というのは、**住宅ローン以外の借金を3年で返済できる人**です。

この人は、借金度が重い人と違って自己破産する必要がありません。



## 任意整理の流れ

任意整理は、

- (1) 弁護士介入通知
- (2) 取引経過の開示
- (3) 利息制限法に基づく引き直し計算
- (4) 和解案の提示
- (5) 和解成立
- (6) 返済開始

という流れで行われます。

この各手続について、順番に説明いたします。

### ● 弁護士介入通知

弁護士は、借主から依頼を受けると、貸主に対し「今後、本人には直接取立てしないようにしてください。また、依頼者にお金を貸したことがある場合は全部の取引経過を出してください」という内容の書類を送ります。

この書類のことが一般に「**弁護士介入通知**」と呼ばれています。

そして、

弁護士介入通知によって貸主はそれ以降、借主に対する直接の取立てができなくなります。

借主に直接会いに行くことはもちろん、電話もかけてはいけなくなるのです。

このように、借主は弁護士に借金整理を依頼すると厳しい取立てから解放され、

日常生活が送れるようになるのです。

(別名、「水戸〇門のご紋」「伝家の宝刀」などとも云われます)

## 取引経過の開示

弁護士は借主から依頼を受けると貸主に対して弁護士介入通知を送ります。

そして、貸主に対して借主との間の全ての取引履歴を開示するよう要求します。

このようにして貸主から提出された取引履歴に借主との間の全ての取引履歴が

記載されていれば、弁護士はこれについて**利息制限法に基づく引き直し計算を行います。**

全取引履歴であるかどうかは、貸主が開示した取引履歴を借主の記憶、契約書、明細書、カード等とつきあわせて判断します。

つきあわせの結果、開示された取引履歴が全取引履歴でないことが判明した場合には、貸主に対し、全取引履歴を出すよう更に請求します。

大抵の貸主(サラ金)は、**利息制限法の制限利率よりも高い利率でお金を貸しているので、**

**利息制限法に基づく引き直し計算をすることによって、多くの場合借金の額が減ります。**

場合によっては、過払いになっていることが分かる場合もあります。

このような利息制限法に基づく引き直し計算にあたっては、取引期間が長ければ

長いほど、計算後の借金の額がたぶん減る可能性が高いのです。

そこで、弁護士は、依頼者の借金の額をできるだけ減らすべく、サラ金に対して

借主との間の全取引履歴を開示するよう請求するのです。



## 和解案の提示

弁護士は、利息制限法に基づく引き直し計算をして借金額を減らします。

そして、減らした借金に基づいて和解案を作成します。

和解案では、サラ金が主張している金額ではなく、引き直し計算した後の残額を分割して支払うことにします。この**分割支払の期間は3年が目安**となります。

また、今までの遅延損害金や将来の利息もカットした内容にします。

また、過払いになっていれば過払金の返還請求をします。

## 和解成立

弁護士は、サラ金に対して和解案を提示しますが、その案にサラ金が同意してくれれば和解が成立します。そうすると、依頼者は和解案に基づいて返済を開始します。

しかし、サラ金の中には、和解案に同意しない業者もいます。例えば、和解案の合計返済金額が少なすぎる、返済期間を短くしてほしい、1回あたりの返済金額を上げてほしいなどの主張をしてきたりすることがあります。

そのような場合には、弁護士は再度和解案を検討して承諾してもらえるよう交渉します。

## 和解成立後の支払い

任意整理で和解が成立した場合は、和解内容に従って毎月貸主に支払っていくこと  
になります。通常貸主は複数ですし、貸主ごとに和解が成立する時期も異なります。  
また、弁護士費用を分割払いとしている場合にはこれも支払わなければいけません。  
このようなことから、弁護士は依頼を受けるときに毎月いくらなら支払いができるかを聞き  
その金額を毎月法律事務所に振り込んでもらう方式をとります。

そして、このようにして積み立てたお金の中から、弁護士費用や和解に伴う貸主への  
分割弁済金を支払っていきます。これを積み立て方式といいます。

この方式をとると、**弁護士費用を分割で無理なく支払うことができます。**

また、本人は毎月1回法律事務所だけに振込をすればよく、複数の貸主それぞれに  
対して振込を行う、わずらわしさがありません。

さらに、借金の完済まで弁護士がついているので、和解が成立した後に交通事故や  
病気などのアクシデントが起こり和解通りの返済ができなくなった場合に、弁護士が  
素早く対応できます。

法律事務所は、毎月銀行を通じて分割弁済金を各貸主に振り込みます。

この際、銀行の振込手数料を含めて1貸主につき1回1,050円の代行手数料がかかります。

## 任意整理のメリット

**電話番号しか解らないようなサラ金業者**に対しても、弁護士はサラ金に直接電話をかけて護士がついたことを通知します。

これによって、そのようなサラ金の取立ても止まります。

弁護士がサラ金に提示する和解案は、過去の遅延損害金はもちろん将来に発生する利息もすべてカットしてしまう内容です。

要するに**残った元本のみを分割して支払う**ということです。

従って、この**和解案にサラ金が同意すれば将来に発生する利息も払う必要はありません。**

クレジット会社や銀行系等のノンバンクから借金をしている場合、

返済が銀行口座から自動で引き落とされるようになっている場合がほとんどです。

これらの会社に弁護士が介入通知を送ると取立ても止まります。

**任意整理は家族に内緒で任意整理することも可能**で、子供にも影響はありません。

任意整理したことは戸籍や住民票には載りません。ですから、子供が進学したり、就職したりするときに、親が任意整理したことが不利に働くことはありません。

もちろん、子供が結婚するときにも影響はありません

**任意整理したことを会社や勤務先に言う必要はありませんし、その義務もありません。**

万一、任意整理したことが勤務先に知られても、勤務先はそのことを理由として本人を解雇することはできません。

■ 任意整理しても、自己破産する場合とは違って、資格制限は生じません。

宅地建物取引主任者、警備員、会社の取締役などを続けることができます。

■ 家族に自己破産した人がいても、任意整理はできます。

妥当な和解案を提示すれば、ほとんどの場合、サラ金は和解に応じてくれます。

■ **保証人がついている借金でも任意整理の対象**となります。

■ 一部の貸主についてだけ、弁護士に任意整理を依頼することもできます。

例えば、クレジットカード会社に対して任意整理を行った場合、そのクレジットカードは

その後ブラックリストに載せられてしまい、最悪、他社のカードでさえ使用できなく

なったりする場合があります。それを防ぐため、最低でも1社のクレジットカードは

そのまま支払いを続けて行き、「事故扱い」にならないよう残しておくのです。

その会社のクレジットカードは、その後も使い続けることができます。



## 任意整理における注意点とデメリット

借金総額、支払原資の額が同じでも任意整理ができる場合と出来ない場合があります。

任意整理をするためには、原則として利息制限法に基づく引き直し計算をした後の借金を3年で払えることが必要です。

引き直し計算をしても残りの借金が3年では到底払えないほど残る場合は、結局借金の返済が不可能と見なされ、任意整理が認められないこととなります。

また、借金の多くが銀行などの利息が低い金融機関からの借入の場合、利息制限法に基づく引き直し計算をしても借金はあまり減りません。

金融機関からの借り入れが多い場合は、まず金融機関に相談して『借金の一本化』や返済期間の延長などを検討して貰うことです。

債権者の中で最も誠意的に且つ、温和な交渉が期待できるという点に於いても充分検討の余地があります。

弁護士に相談するにあたり、全ての借金を正直に話すことが大切です。

いろいろな事情から一部の借金しか話さない人など、残りの借金が整理できずにあとでまた困ってしまうことになりがちです。

銀行やクレジット会社、サラ金、ヤミ金から借りていることも話すことです。

■ 本人が任意整理を始めると、保証人に対して支払請求を開始する業者もあります。

この結果、事前連絡せずに任意整理を始めると保証人との間でトラブルになることがあります。

従って、任意整理する場合には保証人に事前に連絡しておいたほうが良いでしょう。

■ ローンで買った商品は任意整理する場合、原則として返さなくてはなりません。

ローン会社が返還請求してきますから、請求に従って返すことになります。

もっとも、実際は必ず返さなければならない訳ではありません。

**金額が小さかったり、かなり年数が経っていたりしてローン会社が返還請求しない場合もあります。**

但し、ローン物件の中でも「車」に関しては余程価値が無く、年数も10年以上経っている様なポンコでツ無い限り、返還請求される筈です。

### ★ ワンポイントアドバイス

任意整理するにしても、自己破産するにしても成立後、金融機関やクレジット会社からの借入れは難しくなります。その場合、もう借入れを起さなければ良い訳ですが、どうしても困ってしまうのが「自家用車」です。

仮に、車の価値が無いということで返還請求されなかったとしても、それほど古い車であれば、直ぐに買い替えが必要になってくることは十分に考えられます。

殆どの場合、返還を請求されますので任意整理の場合はローンが残っている車なら何らかの方法でローンの残金を一括返済し、所有権を自分の名義にしておく必要があります。ですが、借金整理をする殆どの方は自力での一括返済が難しい場合が多いと思われしますので、もし親族や親戚あるいは知人に頼めるようであれば事前に車を買い取って貰う(この場合、ローンの残金を立て替わり一括返済して貰う)か、自分以外の家族または親族が引き続き残りのローンを支払うという前提で、ローン会社にあらかじめ交渉しておくといいでしょう。 最悪の場合は、当分の間は自家用車無し状態で我慢するか、現金で買える範囲の車を買って一時を凌ぐかです。

■ 給与の振込先の銀行からも借金がある場合は、あらかじめ給与の振込先の銀行を変更しておく必要があります。また、預金残高をゼロにしておく必要があります。

そうしないと、銀行が残っている預金や振り込まれた給料と借金を差し引きしてしまい、お金を使えなくなってしまう恐れがあります。

※ 場合によって、銀行が自分以外の家族の名義の通帳を凍結し、家族に支払いをせざるを得なくさせてしまうこともあります。

**このケースを防ぐには、金融機関に「弁護士介入通知」が届く前に、家族名義のすべての口座の残高を引き出しておくのが確実です。**

■ 任意整理を依頼する会社のカードは任意整理を依頼する弁護士に渡します。

カードは弁護士が任意整理をする際の参考になります。例えば、カード番号から最初の借入時期が業者主張の借入時期よりも前であることが分かる場合もあります。

## ワンポイントアドバイス

任意整理をする場合、必ずしもクレジットカードがすべて使えなくなってしまう訳でなく

**任意整理後もクレジットカードを使える**場合があります。

使用していないカードで出来るだけ金利が低いカードであれば一番いいのですが、借り入れをしていないか或は借入額が少なく、これまでに遅滞・延滞がなければそのまま使用可能な可能性が充分にあります。

## 自己破産

自己破産とは、裁判所を通じて借金をなくす手続きです。

自己破産では、**免責決定**というものをもらうことが目的になります。

免責決定とは、裁判所から「借金を返済することはできない」という破産宣告が下された後に「**借金は払わなくてもいい**」という**決定**を受けることをいいます。

**免責決定が下るとどんなに債務額が多くても借金から解放される**ことになります。

## 自己破産のメリット

**自己破産は債務者が経済的に新しい出発を図り、社会的に復帰を果たす為の制度です。**

自己破産して免責を受けると借金を返さなくてよくなり、経済的に非常に楽になります。

どれだけ借金があっても構いません。100万円の借金でも、1億円の借金であっても

**自己破産すれば借金はなくなります。**

また、自己破産すると取立てから解放されます。弁護士に依頼して自己破産する場合には、**弁護士介入通知により依頼後まもなく取立てが止まります。**

自己破産の申立てをしても破産宣告後の給料は原則としてすべて自分で自由に使えます。

**自己破産したことは戸籍謄本や住民票には載りません。通常は近所の人や勤め先に知られることもありません。** 自己破産したからといって会社は本人を解雇できませんし、子供の就職や結婚の障害にもなりません。 また、選挙権もあります。

この様に自己破産しても実際には昔の様なイメージとは違い、困ることは殆どありません。借金の返済が出来ない状況にあり苦しんでいるならば、自己破産を検討してみてください。

奨励されるものではないかもしれませんが、借金苦に悩んでいることは自分だけでなく周りに居る家族までをも不幸にしまいます。

**世間体や名声・プライドといった、縛られているものなど早く捨て去ることで。**

それよりも、一日でも早く生活を取り戻すことが何よりも先決なのです。

## 自己破産の手続き

自己破産手続きでは、まず本人が住んでいる地域を管轄する裁判所に「自己破産の申立て」をします。そうすると、通常1～2ヶ月後に裁判所から呼び出しがあり、自己破産を申し立てるに至った事情や、借金の支払状況を聞かれます。

これを「**破産審尋**」といいます。(弁護士が代理人となって自己破産の申立てをする場合には、本人が破産審尋に行く必要はありません)。

そして、裁判所が借金を返済できない状況にあると判断すれば、「**破産宣告**」がなされます。

本人にほとんど財産がない場合は、破産宣告と同時に破産手続きが終了します。

これを「**同時廃止**」といいます。

事実上、**自己破産を申し立てる人の約9割が同時廃止**になっています。

自己破産をする人は通常、財産がない場合が多いため同時廃止になる場合が多いのです。

財産は、ひとつにつき20万円以下のものであれば売却や債権者に分配されることはなく破産をしたとしても、テレビや冷蔵庫などの最低限の生活に必要な家財道具はそのまま残るのが殆どです。何もかも無くなる訳ではないのです。

また、給料の4分の3、年金、恩給、失業給付、生活保護給付、労災補償金などは本人の手元に残ります。このように自己破産しても普通の生活はできるようになっているのです。

本人に財産がある場合には、破産宣告と同時に破産管財人が選ばれます。

破産管財人は本人の財産を売却してお金に換えた上で貸主に公平に分配します。

但し、自宅を持っている人は最終的には自宅を手放さなくてはなりません。

これには破産手続きの中で自宅が売却されて、売却代金が貸主に配当される場合と

自宅に抵当権を設定している貸主が競売する場合とがあります。

**自宅を手放すことを望まない場合は個人再生を検討することになります。**

一方で、自宅にはたいてい抵当権がついているため、抵当権をつけている貸主が

自宅を競売することになります。そして、競売手続きが進んで自宅を競落した人が

現れれば、明渡すこととなります。**この競売手続きは通常6ヶ月から1年位かかります。**

**この間、本人は自宅に住み続けることができます。**

破産手続きが終わると免責手続きに入ります。「免責の申立て」をすると、2～3ヵ月後に

裁判所から呼び出しがあり、裁判所ではギャンブルをやりすぎていないか、浪費をして

いないかなどの免責不許可事由について聞かれます。これを「**免責審尋**」といいます。

免責不許可事由がなければ、裁判所は1～2ヵ月後に「**免責決定**」を出します。

免責不許可事由というのは、例えば、

(1)ブランドものの高級腕時計を買うなど無駄遣いをした場合、

(2)競馬や競輪などのギャンブルにお金を使った場合、

(3)裁判所に提出した書類に嘘がある場合、

(4)はじめから返せないと分かっているながら貸主をだまして借金していた場合などです。

**免責不許可事由があっても必ず免責されないわけではありません。**

免責不許可事由がある場合でも、裁判所の裁量で免責されるケースも多いのです。例えば、少しぐらいの無駄遣いやギャンブルをしていても多くの場合裁判所は免責してくれます。

さらに、免責不許可事由がある場合でも、裁判所は本人の誠実さを知るために破産管財人を選任して免責を許可できるかどうかを調査させます。破産管財人に誠実な人柄であることが認められると、破産管財人は「免責相当」という意見を書いてくれます。

この「免責相当」という意見があればほとんどのケースで免責になります。

**免責決定が確定すれば、借金を返さなくてもよくなります。**

## 注意

■ 新車など財産としての価値が高い場合には、手放さなければなりません。

しかし、年式が古くなっており財産としての価値が低い場合には、手放さなくていい場合もありますが、クレジット会社のローンが終わっておらず、車の所有権がクレジット会社のままになっている場合には、クレジット会社の返還請求に従わなければなりません。

■ **自己破産しても、家族、親、兄弟には、本人に代わって借金を支払う義務はありません**

他の家族は、本人が自己破産したことによって不利益を受けないのです。

本人が自己破産したことが、本人やその家族の戸籍や住民票に載ることもありません。

**但し、家族の方が本人の保証人になっている場合には、本人が自己破産しても保証人として借金を払う義務が残ります。**

■ 自己破産したことが勤め先に知られることは、ほとんどありません。

なぜなら、裁判所は勤め先が貸主になっていない限り、勤め先に本人が自己破産したことを通知しないからです。

ですが、自己破産したことは「官報」に載ります。

このため、勤め先やその関係者が官報を読んでいれば、自己破産したことが勤め先にわかってしまうこともあります。

しかし、通常、勤め先やその関係者が官報を読むことは、ほとんどありません。

また、仮に勤め先が自己破産したことを知ったとしても、勤め先は自己破産したことを理由として社員を解雇してはいけないことになっています。

もし、自己破産を理由に解雇された場合は、会社に対して不当解雇の訴えを起こすことができます。

## 自己破産のデメリット

裁判所に自己破産の申立てをして免責をうけた人のデメリットは2つです。

それは、法律上のデメリットと事実上のデメリットに分けられます。

法律上のデメリットは、**免責をうけた人は、その後10年間は、もう一度免責が受けられない**ことです。

事実上のデメリットは、**信用情報に名前が載るため銀行やサラ金から借金したり、クレジットカードの発行を受けることが5年から7年は難しくなる**ことです。

しかし、これらのデメリットがあっても日常の生活にはほとんど影響はありません。

ですから、一般の人は自己破産してもほとんど困りません。

自己破産すると人生終わりだと思っている人もいます。しかし、これはとんでもない間違いです。**自己破産すると借金がなくなります。**

そして、**一から生活をやり直す**ことができるようになるのです。

また、破産宣告を受けた後であれば、収入は原則として全て本人が自由に使えます。

ですから、**自己破産したからといって一生みじめな生活を送らなければならない訳では無い**のです。

そして、自己破産したことは戸籍や住民票にも載りませんので、本人や家族の就職・結婚などにさしさわりはありません。

**選挙権**(選挙で投票する権利)や**被選挙権**(選挙に立候補する権利)もなくなります。

自己破産したことが会社にわかって会社は自己破産を理由に解雇することはできません。

もっとも、市町村役場内にある「破産者名簿」には自己破産したことが記載されます。

しかし、これは部外者がみることはできないものですし、免責を受ければこの名簿から

削除されます。また、裁判所から破産宣告を受けると資格制限があります。警備員、

宅地建物取引主任者、証券取引外務員、生命保険募集員、株式会社や有限会社の取締役と

監査役などになれなくなるのです。しかし、免責されれば、またなれるようになります。

ですから、心配する必要はありません。

## 自己破産の申し立てから、免責まで

自己破産の申し立てをすると通常1～2ヶ月後に裁判所から呼ばれます。

そして、裁判所にいって、借金の額、払えなくなった事情などを裁判官に話さなければなりません。これを**破産審尋**といいます。

もっとも、東京地方裁判所に自己破産の申し立てをする場合で、**弁護士が代理人についていけば、本人が1度も裁判所に行かないで破産宣告を出してもらうことができます。**

この場合には、弁護士が自己破産の申し立てをした日に裁判官と話をするだけでその日に破産宣告が出ます。これを**即日面接制度**と言います。この制度を使えば、1日で破産宣告まで行ってしまうので、非常に手続きが早くなります。

しかし、**破産宣告をうけただけでは借金はなくなりません。**

**借金の支払いを免除してもらうためには、免責を受ける必要があります。**

そして、免責を受けるためには、免責申し立てをして、もう一度裁判所に行かなければなりません。裁判所に行くと、裁判官から免責不許可事由がないか聞かれます。

例えば、贅沢品を買わなかったか、ギャンブルをしなかったかなどです。

これを免責審尋といいます。そして、特に問題がなければ免責されます。

このように、自己破産の申し立てをすると免責されるまでに通常2回裁判所に行くことになります。即日面接制度を使う場合は1回行けば済みます。

**※ 自己破産には全ての通帳の全ページのコピーが必要になります。中身だけでなく、表紙のコピーも必要です。残金がゼロの通帳のコピーでも必要です。**

**また、コピーする前に銀行に行って記帳する必要があります。**

これらの作業をあらかじめ準備しておくことが、早く免責を受けるのに必要です。  
最低、1年前までの資料をできるだけ早く整理しましょう。

## ワンポイントアドバイス

自己破産をする上で、非常に重要なポイントになってくるのが『**弁護士**』です。  
弁護士と言えど、必ずしも皆が「親切な弱き者の味方」であるとは限りません。  
中には、如何にも“ **弱者救済** ”を謳っている様な弁護士事務所に見えても、実際には  
「お金にならない貧乏人は相手にしない」という酷い弁護士事務所も実在します。  
「良い弁護士」を探すのが理想ですが、簡単には見つからないでしょう……。

私の場合、数箇所の弁護士事務所を訪ね回りましたが、何の当ても無く探したところで  
見つかるものではないということ、身を持って体験いたしました。  
所詮、「30分 5,000 円のお試し相談」で探し当てるのは到底無理だと悟りました。  
結局のところ、誰か知り合いに頼んで「**組合や団体・企業**」等の**顧問弁護士**を紹介して  
もらうのが一番いいことがわかりました。

幸いにも、最終的にお願いできた弁護士事務所の弁護士さんがとても親切丁寧な方で  
結局、私は**裁判所に1回も出廷することなく**、破産申し立てから免責決定に至るまで  
ごくスムーズに進んでいきました。

自己破産の手続きは、法律に詳しい方なら自分で申請することも可能ですが  
私のように法律に明るくない人間ならば、やはり弁護士に依頼するのが確実かと  
思います。実際、**弁護士に依頼したその2日後から、あれだけ悩まされていた**  
**取立てが嘘の様に止まった**のは、何よりもありがたく感じました。

自己破産にかかる費用は、各都道府県によって差がありますが、大体一人につき約30～50万円と決して手頃な値段とは言い難いですが、免責される借金の額から考えればずっと安いものです。

一括で払えなければ、分割での相談にもものっていただけますので、思い切って正直にご相談されるとよいでしょう。



## 自己破産申立てに必要な書類

自己破産申立てをするには、破産申立書、陳述書、債権者一覧表、資産目録等の書類を指示通りに記載して、裁判所に提出する必要があります。

破産申立書で書くことは、住所、氏名、生年月日、電話番号のほかに申立ての趣旨と申立ての理由があります。

また、揃えなければならない書類もあります。たとえば、**戸籍謄本と住民票**は省略がなく全て記載されているものを用意する必要があります。このほか前年の**源泉徴収票**または**確定申告書**、**過去2か月分の給与明細**、**銀行預金通帳**、**生命保険の解約返戻金計算書**、**賃貸借契約書**、**登記簿謄本**などをそろえる必要があります。

さらに、陳述書には、(1) 経歴 (2) 家族関係 (3) 破産申立てをするに至った事情、  
(4) これまでの生活状況 (5) 貸主との話し合いの事情 (6) どのような財産をもっているのか  
(7) 家計の状況 (8) どんな人や会社から借金しているかということなどを書く必要があります。  
**過去2ヶ月間の家計の状況も必要**です。

この陳述書に書く内容の経歴に関しては、最初に借入れをした頃にまで逆上って  
書くことになります。**何年何月に何処から幾ら、何の目的で借入れたのか、また  
その当時の収入は幾ら有って、毎月幾らを返済していたのか？ など、かなり詳細に  
記する必要があります、その当時の関連する資料等をすべて探し出すことになります。**

破産申し立てをしてからは、この一連の作業が一番重要になってきますので  
これから自己破産を検討されるなら、今のうちにそれらの資料をすべて揃えておくと  
実際の時にかなりスムーズに進む筈です。

自営業など個人事業主の方は、取引業者や設備購入先のリストをしっかり保管して  
おいてください。

債権者一覧表には債権者全ての氏名、住所、借入年月日、借入金額、借入原因、  
資金使途、現在の借入残高等を調べて記入します。

**資産目録には、現金および預金の金額、不動産所有の有無および時価、最近処分した  
不動産の有無、自動車やゴルフ会員権の有無、株券など有価証券の有無および時価など  
を書いていきます。**

実際に自己破産をする上で一番大変なのが各書類を揃えることと、破産申立書や陳述書などに記載する手間が想像より遥かに多いということです。

それらをすべてほぼ正確に記載するために揃える書類の多さには、しばしば根負けしてしまいそうになりますが、それで借金が帳消しにされるのであればそれくらいの面倒さは自分の為の試練と覚悟しなければなりません。

## 保険等について

「財産」を考えると、以外に見落としがちなのが生命保険などの保険積立金や解約金です。自己破産の場合、20万円を超える財産にあたるものは管財人によって債権者に分配されるのですが、生命保険等の解約返戻金や満期返戻金がある場合は、その時点で計算し20万円を超える金額を持っていかれることになるのです。相当する金額を払えない場合は保険を解約し、20万円を超える分だけの金額を渡します。

## ワンポイント・アドバイス

もし、計算して解約返戻金が20万円を超えてしまう金額がある場合は、保険会社に対し「貸出金」が設定されているかどうかを確認し、貸出金の設定があるのであれば限度額まで引き出しておくことです。そうすれば、保険の払い戻し金や返戻金を計算されても保険を解約することなく、財産を残すことができます。

## 自己破産の申立費用

自己破産の申立てには、

**① 手続費用 ② 裁判所への予納金 ③ 弁護士費用**

が必要です。

① 手続費用とは、申立書に貼る収入印紙代、裁判所へ納める郵便切手代などです。

**収入印紙代は、1,500 円**かかります。郵便切手代は、各地の裁判所によって異なります。

例えば、東京地方裁判所では、**同時破産廃止の場合、通常 4,000 円**かかります。

② 裁判所への予納金は、各地の裁判所によって異なります。

おおよその目安は、

(ア) **資産がほとんどなく同時破産廃止になる場合には、1～5万円くらい**です。

例えば、東京地方裁判所の場合、弁護士が代理人につき即日面接制度を使う

場合は 14,170 円、これ以外は2万円です。

しかし、不動産などの資産があり破産管財人がつく場合には、これよりも高くなります。

例えば、東京地方裁判所の場合には、個人で借金の額が 5,000 万円未満の場合には、予納金

が50万円程度かかります。この額は、借金の額によって異なります。

また、

(ウ) 東京地方裁判所に自己破産を申立て、少額管財人がつく場合には、

予納金の額は20万円程度です。

もともと、自己破産する人の多くは、資産をほとんどもっていないため、**同時破産廃止**になります。

③ 自己破産を弁護士に依頼する場合には、**弁護士費用**が必要です。

弁護士費用は、一括払いが原則です。

しかし、自己破産をされる方の多くは経済的に困っている方が多いため弁護士費用を一括で払えないことが少なくありません。

その場合、弁護士に相談すれば分割払いに応じてくれることが多いようです。

#### シークレット

自己破産をされる方で、事実上「弁護士費用も払えない…」という方は多いはずですよ。

「弁護士費用も払えない程困っているから破産する」のが本音だと思います。

30万円、50万円なんていうお金が一括で払えるくらいなら自己破産なんてしない

ですよ…。しかしながら、弁護士費用は用意しなければならないんです。

自己破産が出来なければ、もう他に方法は無い…

もう、あと残された方法は…最悪の方法しか無いのか… と、絶望されて

しまわれぬように、そんな方を何とかして救えるのならと、ここに決して奨励される

べきことでは無いとは思いますが、ひとつの方法を記します。

それは…

破産の申し立てをした後、免責決定を受けてしまえば弁護士費用と言えど「債権」になってしまうということです。弁護士事務所は「債権者」の一人になってしまい、つまり免責決定後は弁護士事務所は弁護士費用の請求ができなくなる訳です。「請求」は出来ませんから、弁護士費用を支払ってもらえるよう「お願い」という形でするしか無くなるのです。

とは言っても、免責決定までに一銭も弁護士費用を取らないまま手続きをしてくれる弁護士さんも居ないでしょうから、まったく免責される訳ではありませんが……。

それに、最初からそのつもりで弁護を依頼しようとする人は居ないでしょうから。

あくまでも、個人の自己責任によってご判断されてください。



## 個人再生

個人再生とは、裁判所を通じて借金を減らし、残額を分割で支払っていく手続きです。

自己破産すると借金はなくなりますが、自宅は失います。

また、宅地建物取引主任者や生命保険外務員、会社の取締役などの資格を失います。

この様な人の為に、**自宅を失わず資格も失わぬ様に手続きするのが個人再生**です。

## 個人再生を使うための要件

個人再生を使うためには一定の要件があります。

まず、個人再生を使うためには、個人であることが条件です。

会社は、たとえ小さな会社であっても、個人再生を使うことはできません。

会社の場合には、一般の民事再生を使うこととなります。

**借金総額が5000万円以下**であることが必要です。

この借金からは住宅ローン、担保のついている債権のうち

担保で回収できる額、罰金などは除きます。

将来、一定の収入の見込みがあつて、借金を返していける必要があります。

サラリーマンはもちろん、事業をしている人でも、

一定の収入の見込みがある人なら対象になります。

## 小規模個人再生と給与所得者等再生

個人再生は、**小規模個人再生** と **給与所得者等再生**に分けられます。

小規模個人再生は、**主に自営業者**に適用されます。

これに対して、給与所得者等再生は、**主にサラリーマン**に適用されます。

サラリーマンは、小規模個人再生を使うか、給与所得者等再生を使うか  
本人が選ぶことができます。

しかし、小規模個人再生と給与所得者等再生では使うための条件が違います。

小規模個人再生を利用するためには、**将来継続的または反復して収入が  
得られる見込みがあることが必要**です。

これに対して、給与所得者等再生が利用できるのは、**定期的収入を得る見込み  
のある人で、且つ、その変動の幅が小さい人**に限られます。

この変動の幅が小さいとは、おおよその目安として年収を比較して

その**変動幅が20%より少ない**ことです。

このため、継続的に収入を得る見込みのある人でも変動の幅が大きい人などは  
そもそも給与所得者等再生を使うことはできません。

小規模個人再生で再生計画案が可決されるためには、**反対する貸主の数  
が半数未満で  
且つ、その貸金が貸金総額の半分以下であることが必要**です。

つまり、小規模個人再生を使うためには、**多くの貸主が反対しないことが必要**なのです。

これに対して、**給与所得者等再生では、貸主が反対しても裁判所は再生計画案を認可  
できます**。

## 住宅ローン特則

住宅ローン特則は、**住宅ローンの支払方法の変更を認める制度**です。

住宅ローン特則を使っても、住宅ローンの残金は減額されません。

しかし、住宅ローン特則を使うと、**残金全額の一括請求を待ってもらったり完済までの期限を延ばして、毎月の支払金額を少なくしてもらったりすることがあります**。そして、このような住宅ローン特則を含む再生計画案に従って弁済することにより、住宅を失わずにすむのです。

**住宅ローン特則を使った場合の支払期限の延長期間は10年以内**です。

また、70歳までに完済しなければなりません。

もちろん**貸主の同意があれば10年以上の延長も可能**ですし70歳を超える年齢での完済も可能です。

## 個人再生に必要なもの

①貸主についての資料(契約書、領収書、振込明細、キャッシュカードなど)

②全ての貸主についての、

(ア)貸主の名称 (イ)住所 (ウ)電話番号・FAX番号

(エ)最初の借入時期(オ)現在の借金額

などについて、一覧表を作っておくと役に立ちます。

③**不動産を持っている場合には、全ての不動産の登記簿謄本**

不動産の登記簿謄本は、不動産所在地の法務局で取れます。

## 個人再生のメリット

個人再生の最大のメリットは、**住宅ローンがあっても自宅を手放さなくてよくなる**ことです。

住宅ローンを抱え、なおかつそれ以外の借入れもあって返済が行き詰まった人については、自己破産の申立てをしてしまうと、最終的には自宅を手放さなくてはなりません。

しかしながら、自宅を購入している人というのは大抵自宅に対して非常に強い愛着を持っていますので、できるだけ自宅を手放したくないという希望があります。

この希望をかなえる手続きが個人再生です。

住宅ローン以外の借金の大幅な減額ができます。

具体的には、住宅ローン以外の借金が

**100万円以上500万円以下の場合**は最大100万円まで減額可能です。

**500万円を超え1500万円未満の場合**は最大5分の1まで減額可能です。

**1500万円以上3000万円以下の場合**は最大300万円まで減額可能です。

**3000万円を超え5000万円以下の場合**は最大10分の1まで減額可能です。

この様に、**大幅に減額した借金を原則として3年以内に分割して支払っていく**ということになります。

特別の事情がある場合には、5年まで延長できます。

**この借金には将来利息はつきません。**



- 再生計画の効力は、計画に反対した貸主にも及びます。

このため、貸主は、たとえ再生計画に反対しても、再生計画の認可決定が確定してしまうと、それで決められた条件に拘束されます。

この結果、再生計画に反対した貸主の借金も減額されます。

**小規模個人再生は、自己破産した人も何時でも使うことができます。**

この場合、住宅ローン特則を使うこともできます。

これに対して、給与所得者等再生は、自己破産してから7年間は使えません。

- 個人再生をしても資格制限が無い為、警備員、宅地建物取引主任者、証券取引外務員、生命保険募集員、株式会社や有限会社の取締役と監査役、医者や看護師、になれます。

現在、個人事業主をされている方はそのまま事業を続けることが可能です。

つまり、商売をされていてもお客さんや近所の住人に何も気付かれることなく今まで通り営業することが出来るため、商売に影響する心配はありません。

- 個人再生をしたことが勤め先に知られることは、ほとんどありません。

裁判所は、勤め先が貸主になっていない限り勤め先に本人が個人再生したことを通知しないからです。

- 個人再生は、住宅ローンなどの返済に困っている人が住宅を手放すこと無く、生活の再建を図る事を可能化する制度です。個人再生をしても借主の財産は処分されません。

個人再生を使っても、普通の生活を続けることができます。

- 個人再生をした場合には、引越をする事も可能です。

ただ、引っ越しする場合には事前に依頼した弁護士に連絡する必要があります。

- 個人再生しても銀行口座は使えます。新規に銀行口座を開設することも可能です。

- 個人再生の場合には、借金の原因がギャンブルであっても手続きを利用できます。

個人再生をつかうと、住宅ローン会社が申し立てた競売を止めることが可能です。まず、住宅ローン特則を含む再生計画の認可決定が確定した後に、再生計画の認可決定を競売を行っている裁判所に提出すると、競売を止めることができます。

また、住宅ローン特則を含む再生計画の認可決定が確定する前でも、裁判所がその再生計画が認可される見込みがあると判断すると、借主の申立てにより、競売を止めてくれることがあります。

## 個人再生の「住宅」とは？

個人再生でいう「住宅」とは、自分が住むために所有している建物です。

このため、**事務所・店舗などの事業用に利用しているものは、原則として** ここでいう「住宅」とは認められません。

住宅と店舗などが兼用となっている場合には、**住宅部分が床面積の2分の1以上**であれば、「住宅」といえます。この「住宅」には、新築・中古、一戸建て・マンションすべてが含まれます。

②個人再生の住宅ローン特則をつかうためには、**住宅ローンの担保として、住宅に抵当権が設定されている必要があります。** このため、無担保ローンはこの住宅ローンには該当しません。

③住宅に他の抵当権が設定されていると、その順位の先後に関係なく住宅ローン特則を使うことはできません。

例えば、**事業資金などを借りる際にその担保として住宅に抵当権をつけてしまうと**

**この特則が利用できない**のです。

④住宅以外の他の不動産にも住宅ローンを担保するための抵当権が設定されている場合にその不動産に後順位抵当権が設定されていると、住宅ローン特則は使えません。

## 個人再生のデメリット

5年から7年の間、ローンやクレジットを組んだりすることが難しくなります。

しかし、この期間がすぎればローンが組めるようになります。

- 個人再生を使っても、滞納した税金は減額されません。滞納した税金を一括して支払えない場合には、税務署などに相談して分割払いにしてもらうのも一つの方法です。

本人が個人再生しても、保証人の債務は減額されません。そして、本人が個人再生すると貸主が保証人に対し支払請求をするおそれがあります。

この結果、事前連絡せずに個人再生すると、保証人との間でトラブルになる可能性があります。

従って、個人再生する場合には、保証人に事前に連絡しておいたほうがいいでしょう。

個人再生は、**借主本人が収入を得る見込みがある場合にのみ使える制度**です。

この為、たとえ家族に援助してもらえる場合にも借主本人が収入を得る見込みがなければ

この制度を使うことはできません。

## ワンポイント・アドバイス

この個人再生という制度は、ここ数年前から新しく導入されたもので、簡単に説明すると事業を営んでいる方や、住宅ローンを抱えているサラリーマンの方が、店舗や住宅を失うことなく債務整理が可能で、どうしても自己破産をしたくないという債務者にとっては非常に都合の良い制度です。自己破産の様にすべての債務が無くなる訳ではありませんが債務総額を5分の1程度まで減らし、更に残りの債務を3～5年で分割して返済できれば、殆ど誰にも知れる事無く

生活と事業が今までと同じように続けられるという、何とも有難いものです。

悩んでいるなら、この個人再生を使わない手はありません。

## 手続き中、債権者に訴えられたら？

裁判所から届いた書類の中にはいっている「**答弁書**」にあなたの言い分を記載して、指定された期日までに、裁判所に届くように送り返します。

債権者は思うように取立てができないと裁判所に訴えを提起して裁判をします。

これは自己破産の申立てをする前でも後でもあることです。しかし、債権者から訴えられてもそのままにしておいてはいけません。まずは、直ぐにでも弁護士にその旨を伝え

裁判所から届いた書類の中にはいっている「**答弁書**」にあなたの言い分を記載して、指定された期日までに、裁判所に届くように、送り返す必要があります。

もし答弁書を出さないで放置しておく、債権者の言っていることが裁判所で全部認められてしまいます。そして、給料の差押えなどの強制執行されてしまう危険が生じます。

答弁書を郵送するときは**書留**にしたほうがいいでしょう。郵送したことが記録に残ります。

答弁書を出した後は、指定された日に裁判所に行って自分の言い分を述べる必要があります。

債権者が訴えを取り下げない場合は、裁判が続くこととなります。

裁判ではお互いが自分の言い分を書面に書いて主張し、その主張の根拠となる証拠を裁判所に提出します。裁判所が和解を勧めた場合に双方が譲歩して和解が成立すれば裁判は終了します。和解が成立しなければ判決で終了することとなります。

殆どの場合、弁護士に手続きを依頼すると請求は止まるのですが、債権者には請求する事が認められているため、この様に訴えを起こす場合もあります。

債権者の中には、何とかして個人再生や自己破産を阻止しようとするところもありますが、裁判所からの決定がおりれば殆どの訴えは無効になります。

## 給料を差押えられた場合

貸主は、給料の全部を差押えることはできません。差押えできない金額は、

給料の手取金額の4分の3と33万円とを比べて少ない方です。

借金の返済をしていないからという理由で、もし給料を全部差押えられたりでもしたら

生活ができなくなってしまう。そこで、たとえ貸主が給料を差押えたとしても**給料の**

**全部を差押えることはできません。** 法律で、通常の生活に必要とされる額については

差押えをしてはいけないことになっています。

この差押えできない金額は、**給料の手取金額の4分の3**と、標準世帯の1ヶ月の生活費と

して**政令で定められた金額(現在は33万円)**になっています)とを比べて、少ない方です。

たとえば、給料が手取り16万円の場合は、給料の手取金額の4分の3は12万円で、

これは33万円より少ないから、12万円が差押えてはいけない金額となります。

このため、貸主は、手取り額16万円から12万円を引いた、4万円しか差押えることはできません。

また、給料が手取り44万円以上の場合は、その4分の3は33万円以上ですから、33万円が

差押えできない金額です。貸主は33万円を超える金額全てを差押えできます。

もし、差押えを受けて差押えが禁止された額だけではどうしても生活ができない場合には、

貸主が差押えることができる部分を減らすよう裁判所にお願いすることもできます。

## サラ金が職場に取立てに来場合には・・・

サラ金が職場まで来て取立てすることは許されていません。

**職場への取立ては、貸金業規制法及び金融庁事務ガイドラインで禁止されています。**

サラ金が職場にやってきて本人に請求したり、職場の同僚や会社に請求したりすることはできないように決められています。

また、サラ金が職場へ取立てに来て、本人や会社の同僚の仕事がジャマされれば、**業務妨害罪(刑法 233 条、234 条)**が適用されます。

また、帰るよう要求しても帰らなければ、**不退去罪(刑法 130 条)**という犯罪が成立します。

また貸金業規制法により債権取立ての際、氏名等を明らかにしなかった場合は30万円以下の罰金に処せられます。 その他、取立規制などに違反した場合、

**大蔵省財務局や都道府県の貸金業指導係に対して、業務停止や登録取り消しなどを申し立てることができます。**

クレジットの場合は、

**割賦販売法の取立行為規制に関する通産省通達違反として、行政処分の申立てをすることが出来ます。**

**その他、取立ての際に暴行や脅迫など悪質な行為により精神的な苦痛を受けた時は慰謝料を請求できますし、財産的に損失を受けた時は賠償責任を問うための民事訴訟も可能です。**

慰謝料請求や損害賠償請求は、悪質な取立てに対してはかなり有効ですが、これによって借金が無くなってしまふことはありませんから注意してください。

### **ヤミ金から脅迫的な取立てを受けた場合**

ヤミ金の貸出金利は、年 29.2%を超えていることが殆どです。そして、出資法は **年 29.2%を超える利息をとることを禁止**しています。ヤミ金は出資法に違反する犯罪行為を行っているのです。

また、ヤミ金は脅してお金を取ろうとしているのですから、**恐喝罪(刑法 250 条、249 条 1 項)**が成立します。

このため、ヤミ金を**出資法違反、恐喝罪で刑事告訴**できます。

また、弁護士に借金の整理を依頼すれば、取立てはとまります。

そして、ヤミ金から借りたお金は返す必要はありません。

ヤミ金は**出資法違反により、貸出自体が公序良俗に反して無効です(民法 90 条)**

ヤミ金は、このような不法な行為をしているため、借りたお金を返す必要はないのです

**(不法原因給付・民法 708 条)**

また、ヤミ金に支払ったお金がある場合には、ヤミ金の**不当利得(民法 703 条)**

として、返すよういえます。

結局、ヤミ金から借りたお金は返す必要はなく、払ったお金は返すよういえるのです。

## 他人に勝手に保証人にされた場合

他人があなたに黙って勝手にサラ金などの保証書類にあなたの名前を書き、借金の返済を要求されたとしても、一切払う必要はありません。

この場合、サラ金に対して保証人として借金を払うことを約束していないからです。

## 白紙委任状や印鑑証明書を要求されたら・・・

**サラ金には白紙委任状や印鑑証明書を絶対に渡してはいけません。**

白紙委任状や印鑑証明書をサラ金に渡してしまうと、知らないうちに**公正証書**を作られたり**土地に抵当権を設定されたりする**恐れがあります。そして、公正証書を作られてしまうと、裁判をすることなく、いきなり給料を差し押さえられる可能性があります。

しかも、白紙委任状や印鑑証明書を渡してしまうと、サラ金が、好き勝手な内容の公正証書を作る危険があります。

このため、絶対に、サラ金に白紙委任状や印鑑証明書を渡してはいけません。

そもそも、サラ金が借主から白紙委任状をとることは、**貸金業規制法で禁止**されています。

白紙委任状をとるようなサラ金からは、絶対にお金を借りないようにすることです。

**万一、サラ金に白紙委任状を渡してしまった場合には、サラ金に内容証明郵便を出して、白紙委任状を無効にしてください。**

## 「公正証書」とは？

公正証書とは、公証人が**法律上の取り決めがなされたことを証明する文書**です。

公証人は、公証役場におり主に裁判官や検察官の経験がある法律に詳しい人が選ばれます。

そして、公正証書に**「この公正証書に基づいて強制執行をしても構いません」**ということ（これを**「執行受諾文言」**といいます）が書かれていると、裁判をしなくてもいきなり**強制執行**をすることができます。

つまり、このような**公正証書には判決と同じ効力がある**のです。

このため、公正証書をつくる場合には相当な覚悟が必要です。

消費者金融などに白紙委任状や印鑑証明書を渡してしまった結果、それが悪用され公正証書が作られてしまうことがよくあります。

絶対に、消費者金融などに白紙委任状や印鑑証明書を渡してはいけません。



## 公正証書で家財道具を差し押さえられてしまった場合

サラ金に公正証書を作られてしまうと、裁判無しでいきなり差し押えをされる場合があります。

この差し押えがおかしいと思えば、裁判所に請求異議の訴えをすれば争うことができます。

しかし、この訴えをお越しただけでは差し押えは止まりません。差し押えを止めるためには、

請求異議の訴えとは別に、**強制執行停止決定の申立て**をしなければいけません。

この申立てをすると通常、裁判所から保証金を納めるようにいわれます。

これに従って保証金を納め手続をすれば、ひとまず差し押えを止めることができます。

しかし、差し押えをなくすためには請求異議の訴えで勝つ必要があります。

もっとも、生活に欠くことのできない**衣服、寝具、台所用品などは、差し押えが禁止**されており

**(差押禁止動産)**、そもそも差し押さえることはできません。

このため、実際は家財道具に差し押さえをしようとしてもできない場合が多いのです。

## サラ金が本人の借金を家族に請求してきた場合

サラ金が夫(妻)に貸した借金を妻(夫)に請求してきても、全く支払う必要はありません。

サラ金は夫(妻)と借金の約束をしたのであり、妻(夫)とは何の約束もしていないからです。

だから、妻(夫)には、夫(妻)の借金を返す義務は生じません。

子供の借金の返済を親が要求された場合も、これと同じです。

サラ金は子供と借金の約束をしたのであり、親とはなんの約束もしていないのであり、

親には、子供の借金を返す義務は生じないのです。

同じように、兄弟姉妹が借りた借金も本人以外の家族は支払う必要がありません。

**但し、妻(夫)や親などの家族が保証人になっている場合には、借金を支払わなければ**

**なりません。** これは、家族だから支払わなければならないのではなく、保証人だから支払わなければならないのです。

### 保証人が返済できない場合…

借金した人の保証人になると、借金した人が債権者に返済できなくなったときに代わりに支払わなければならないくなります。そして、保証人も債権者に対して払えなくなったときには、保証した債務を整理する必要があります。

例えば、3年位の分割なら支払える場合は任意整理します。3年かかっても払えないようなら、自己破産の申立てをします。このようにして、債務を整理していけばいいのです。

### 借金の担保に年金証書をとられた場合

本人から年金証書、年金が振りこまれる銀行の預金通帳、印鑑などを預かって、年金が支給された時に年金を丸ごととってしまうという債権者に対して、お金を貸すにあたって年金証書などを担保に取ることは、**年金法や金融庁事務ガイドラインで禁止されています。** この為、年金証書を担保に取られた場合には、業者に対して年金証書を返すよう求めることができます。

もし、業者が返さない場合には年金の振込口座となっている金融機関に協力を要請する必要があります。通帳などを違法な年金担保業者に取られたので、業者に払わず受給者本人に払うよう言うのです。こうすれば、金融機関は業者から支払いを求められても払わないようです。また、年金の振込口座の変更をしたほうがいいでしょう。

この変更をすれば、年金を本人の希望する口座に振込んでもらえるようになります。

しかし、この変更には約1ヶ月かかるので、その間に業者が預金の払い出しをしないように従前の振込口座を解約したほうがいいでしょう。

## 「保証人」と「連帯保証人」との違い

簡単に説明すると、「保証人」の責任を更に重くしたものが「連帯保証人」です。

具体的な違いは、次の通りです。

①「保証人」は貸主から請求があった場合、「まず、借主に請求してください。

私にはその後で請求してください。」と言えます。（「催告の抗弁権」）

しかし、「連帯保証人」は言えません。連帯保証人には催告の抗弁権が無いからです。

②「保証人」は貸主から請求があった場合「借主は財産を持っているので、先に借主に

取立てをしてください。私には、その後に請求してください。」と言えます（「検索の抗弁権」）

しかし、「連帯保証人」は言えません。連帯保証人には検索の抗弁権がありません。

この様に、貸主にとっては「保証人」よりも「連帯保証人」を付けて貰った方が有利です。  
このため、貸主は「保証人」を要求することはほとんど無く、「連帯保証人」を要求することが殆どです。

この様に、「連帯保証人」は「保証人」以上に重い義務を負うのです。

従って、「連帯保証人」になるにあたっては、「保証人」になる場合よりも  
いっそう慎重になる必要があります。

**債務整理の弁護士費用** [参考] ※管轄地域によって異なります

## 任意整理

(11)

1

業者あたり4万2000円(税込)

② 弁護士が業者と交渉して借金が減額された場合、

業者主張の金額と和解金額との差額の10.5%

③ 弁護士が交渉したことにより払い過ぎたお金が返ってきた場合、返ってきたお金の21%

④ 分割弁済金代理送金手数料 1件1回1050円(税込)

## 自己破産

### ① 借金が1000万円以下の場合

業者が10社以下 42万円(税込)

業者が11社以上15社以下 52万5000円(税込)

業者が16社以上 63万円(税込)

### ② 借金が1000万円超の場合 84万円(税込)

## (2) 手続費用

① 同時廃止事件 3万円

② 少額管財事件 23万円

## 個人再生

(1) ①住宅ローン特別条項を提出しない場合 63万円(税込)

②住宅ローン特別条項を提出する場合 84万円(税込)

(2) 手続費用 20万円

(3) 分割弁済金代理送金手数料 1件1回1050円(税込)

## 自己破産について (まとめ)

自己破産を申し立てて、支払い不能の状態にあると認められれば破産宣告が出されます。破産が認められないケースとは、「弁済能力がある」または「金銭調達ができる」等の判断をされた場合で、収入が無く財産も殆ど無い状態であれば「**同時破産廃止**」(破産者の資産が不十分で、破産手続費用をまかなうにも足りないため破産宣告と同時に破産手続を終了する)が決定します。

破産が認められ同時破産廃止の決定が下っても、それだけでは借金は免除されませんので注意してください。「**免責決定**」になるまでは**油断は禁物**です。

例えば、免責決定になる前に安心してしまって新たな借金をしたり、借金の保証人になったなどの事実が発覚してしまうと、破産が取り消しになってしまい、振り出しの状態に戻ってしまいます。

どうして、その様な状態になりうるか？というと、弁護士に依頼した後は殆ど一切の請求がなくなってしまうため、**ついつい気が楽になってしまう**からです。

破産宣告から免責決定まで、大体3～6ヶ月間くらい掛かりますので少々長いですが様々な誘惑に負けてしまわない様に、しっかりと意志を保つよう気をつけましょう。

任意整理にしても、個人再生にしても、自己破産にしても、**最大のカギ**になるのがなんと言っても「**良い弁護士**」「**優秀な弁護士事務所**」を探すことに尽きます。

如何に早期に問題無く借金を無くせるか？は、すべて弁護士の力量に掛かってきます。

ですから、「**良い弁護士探し**」には**全力を傾けることが重要**です。

このことを怠ったり、面倒がってはいけません。

**「優秀な弁護士」**とは、弁護士としての「腕」だけでなく、「**良心的で且つ、親切**」であるということも大切な要素です。

なかなか直ぐに、簡単には見つからないかもしれませんが、たとえ恥を忍んででも友人や知人をお願いしてでも探すことです。決して適当に妥協しないで根気よく探してください。これから先の、自分と自分の家族の将来が掛かっていると言っても過言ではありませんので、少々の支出を覚悟してでも見つけるのです。

また、借金に悩まされる人というのは、**余計なことを考え過ぎる**余り、自分で自分を苦しめていることに気づいていない人が多いのではないかと思います。

実際、私もそれで苦しみました……。

**「余分なもの」**や**「無駄なもの」**を意識し過ぎたあまりに、本当に大事なことに気づけず自分勝手な**「思い込み」**や**「決めつけ」**をして、自分だけでなく周りの人や家族に辛い想いをさせ、また迷惑を掛けてしまいました。

今から思うと、なぜもっと早く大切なことに気づけなかったのか、悔やんでも悔やみきれません……。

個人再生にせよ、自己破産にせよ、人に堂々とお話できることではありませんがそれで**人生のすべてが終わってしまう訳ではありません。**

終わってしまうのでは無く、新しい生活を始め、もう一度自分の為の、家族の為の**人生をやり直すための『出発』**なのです。

一日でも早く、新たな出発に向けて準備を始めてください。

必ず、何か方法があります。必ず、道は開けます。では、ご幸運をお祈りいたします。

# 全国の弁護士会

## 北海道

名称	住所	電話番号	FAX
	〒060-0001		
<a href="#">札幌</a>	札幌市中央区北一条西 10 丁目 札幌弁護士会館	011-281-2428	011-281-4823
	〒040-0031		
<a href="#">函館</a>	函館市上新川町 1-3	0138-41-0232	0138-41-3611
	〒070-0901		
<a href="#">旭川</a>	旭川市花咲町4	0166-51-9527	0166-46-8708
	〒085-0824		
<a href="#">釧路</a>	釧路市柏木町 4 番 3 号	0154-41-0214	0154-41-0225
	〒060-0001		
<a href="#">北海道弁連</a>	札幌市中央区北一条西 10 丁目 札幌弁護士会館 札幌弁護士会内	011-281-2428	011-281-4823

## 東北

名称	住所	電話番号	FAX
	〒980-0811		
<a href="#">仙台</a>	仙台市青葉区一番町 2-9-18	022-223-1001	022-261-5945
	〒960-8115		
<a href="#">福島県</a>	福島市山下町 4-24	024-534-2334	024-536-7613
	〒990-0042		
<a href="#">山形県</a>	山形市七日町 2-7-10 NANA BEANS 8 階	023-622-2234	023-635-3685
	〒020-0022		
<a href="#">岩手</a>	盛岡市大通り 1-2-1 サンビル 2 階	019-651-5095	019-623-5035
	〒010-0951		
<a href="#">秋田</a>	秋田市山王 6-2-7	018-862-3770	018-823-6804
	〒030-0861		
<a href="#">青森県</a>	青森市長島1丁目3番1号 日赤ビル5階	017-777-7285	017-722-3181
	〒980-0811		
<a href="#">東北弁連</a>	仙台市青葉区一番町 2-9-18 仙台弁護士会内	022-264-3861	022-261-5945

## 関 東

名称	住所	電話番号	FAX
<a href="#">東京</a>	〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-2201	03-3581-0865
<a href="#">第一東京</a>	〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3	03-3595-8585	03-3595-8577
<a href="#">第二東京</a>	〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-2255	03-3581-2250
<a href="#">横浜</a>	〒231-0021 横浜市中区日本大通 9	045-201-1881 (案内)	045-212-2888
<a href="#">埼玉</a>	〒336-0063 さいたま市浦和区高砂 4-7-20	048-863-5255	048-866-6544
<a href="#">千葉県</a>	〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-12	043-227-8431	043-225-4860
<a href="#">茨城県</a>	〒310-0062 水戸市大町 2-2-75	029-221-3501	029-227-7747
<a href="#">栃木県</a>	〒320-0036 宇都宮市小幡 2-7-13	028-622-2008	028-622-2050
<a href="#">群馬</a>	〒371-0026 前橋市大手町 3-6-6	027-233-4804	027-234-7425
<a href="#">静岡県</a>	〒420-0853 静岡市追手町 10-80	054-252-0008	054-252-7522
<a href="#">山梨県</a>	〒400-0032 甲府市中央 1-8-7	055-235-7202	055-235-7204
<a href="#">長野県</a>	〒380-0872 長野市妻科 432	026-232-2104	026-232-3653
<a href="#">新潟県</a>	〒951-8126 新潟市学校町通一番町1	025-222-3765	025-223-2269
<a href="#">関東弁連</a>	〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館	03-3581-3838	03-3581-7107

## 中 部

名称	住所	電話番号	FAX
<a href="#">愛知県</a>	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-4-2	052-203-1651	052-204-1690
<a href="#">三重</a>	〒514-0032 津市中央 3-23	059-228-2232	059-227-4675
<a href="#">岐阜県</a>	〒500-8811 岐阜市端詰町 22	058-265-0020	058-265-4100
<a href="#">福井</a>	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	0776-23-5255	0776-23-9330
<a href="#">金沢</a>	〒920-0937 金沢市丸の内 7-2	076-221-0242	076-222-0242
<a href="#">富山県</a>	〒930-0076 富山市長柄町 3-4-1	076-421-4811	076-421-4896
中部弁連	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-4-2 愛知県弁護士会内	052-203-1651	052-204-1690

## 近畿

名称	住所	電話番号	FAX
<a href="#">大阪</a>	〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5	06-6364-0251 (案内)	06-6364-0252
<a href="#">京都</a>	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2335	075-223-1894
<a href="#">兵庫県</a>	〒650-0016 神戸市中央区橘通 1-4-3	078-341-7061	078-351-6651
<a href="#">奈良</a>	〒630-8213 奈良市登大路町5	0742-22-2035	0742-23-8319
<a href="#">滋賀</a>	〒520-0051 大津市梅林 1-3-3	077-522-2013	077-522-2908
<a href="#">和歌山</a>	〒640-8144 和歌山市四番丁5番地	073-422-4580	073-436-5322
近畿弁連	〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会内	06-6364-1230	06-6364-0678

## 中国

名称	住所	電話番号	FAX
<a href="#">広島</a>	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-66	082-228-0230	082-228-0418
<a href="#">山口県</a>	〒753-0045 山口市黄金町 2-15	083-922-0087	083-928-2220
<a href="#">岡山</a>	〒700-0807 岡山市南方 1 丁目 8 番 29 号	086-223-4401	086-223-6566
<a href="#">鳥取県</a>	〒680-0011 鳥取市東町 2-221	0857-22-3912	0857-22-3920
<a href="#">島根県</a>	〒690-0886 松江市母衣町 55 番地 4 松江商工会議所ビル 7 階	0852-21-3225	0852-21-3398
中国地方弁連	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-66 広島弁護士会内	082-228-0230	082-228-0418

## 四 国

名称	住所	電話番号	FAX
<a href="#">香川県</a>	〒760-0033 高松市丸の内 2-22	087-822-3693	087-823-3878
<a href="#">徳島</a>	〒770-0855 徳島市新蔵町 1-31	088-652-5768	088-652-3730
<a href="#">高知</a>	〒780-0928 高知市越前町 1-5-7	088-872-0324	088-872-0838
<a href="#">愛媛</a>	〒790-0003 松山市三番町4丁目8番地8	089-941-6279	089-941-4110
四国弁連	〒760-0033 高松市丸の内 2-22 香川弁護士会内	087-822-3693	087-823-3878

## 九 州

名称	住所	電話番号	FAX
<a href="#">福岡県</a>	〒810-0043 福岡市中央区城内 1-1	092-741-6416	092-715-3207
<a href="#">佐賀県</a>	〒840-0833 佐賀市中の小路 4 番 16 号	0952-24-3411	0952-25-7608
<a href="#">長崎県</a>	〒850-0875 長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 4 階	095-824-3903	095-824-3967
<a href="#">大分県</a>	〒870-0047 大分市中島西 1-3-14	097-536-1458	097-538-0462
<a href="#">熊本県</a>	〒860-0078 熊本市京町 1-13-11	096-325-0913	096-325-0914
<a href="#">鹿児島県</a>	〒892-0815 鹿児島市易居町 2-3	099-226-3765	099-223-7315
<a href="#">宮崎県</a>	〒880-0803 宮崎市旭 1-8-28	0985-22-2466	0985-22-2449
<a href="#">沖縄</a>	〒900-0023 那覇市楚辺 1-5-15	098-833-5545	098-833-5517
九州弁連	〒810-0043 福岡市中央区城内 1-1 福岡県弁護士会内	092-741-6416	092-715-3207

## 全国の財務局・財務事務所・出張所

本局・財務事務所等	郵便番号	所在地	電話番号
関東財務局	330-9716	与野市上落合 2-11 さいたま新都心合同庁舎1号館	(048)600-1078
東京財務事務所	100-8115	千代田区大手町 1-3-3 大手町合同庁舎第3号館	(03)3211-5350
立川出張所	190-8575	立川市錦町 4-1-18 立川合同庁舎	(042)524-2195
横浜財務事務所	231-8412	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	(045)681-0931
横須賀出張所	238-0006	横須賀市日の出町 1-4-1 横須賀合同庁舎	(0468)23-1047
千葉財務事務所	260-8607	千葉市中央区椿森 5-6-1	(043)251-7211
甲府財務事務所	400-0024	甲府市北口 1-4-10	(055)253-2261
宇都宮財務事務所	320-0043	宇都宮市桜 3-1-10	(028)633-6221
水戸財務事務所	310-8566	水戸市北見町 1-4	(029)221-3188
筑波出張所	305-0032	つくば市竹園 3-24-2	(0298)51-2160
前橋財務事務所	371-0026	前橋市大手町 2-10-5 前橋合同庁舎	(027)221-4491
新潟財務事務所	951-8114	新潟市堂所通2番町 692-5 新潟大蔵総合庁舎	(025)229-2631
長野財務事務所	380-0846	長野市旭町 1108 長野第2合同庁舎	(026)234-5123
近畿財務局	540-8550	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06)6949-6350
京都財務事務所	602-0855	京都市上京区西三本木通荒神口下ル上生洲町 197	(075)231-4131
舞鶴出張所	625-0036	舞鶴市浜 3-1	(0773)62-3557
神戸財務事務所	650-0024	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	(078)391-6941
奈良財務事務所	630-8213	奈良市登大路町 81 奈良合同庁舎	(0742)27-3161
和歌山財務事務所	641-0044	和歌山市今福 1-3-35	(0734)22-6141
大津財務事務所	520-0037	大津市御陵町 3-5	(075)522-3765
北海道財務局	060-8579	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	(011)709-2311
小樽出張所	047-0007	小樽市港町 5-3 小樽港湾合同庁舎	(0134)23-4103
北見出張所	090-0031	北見市北 11 条東2丁目	(0157)24-4167
函館財務事務所	040-0032	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	(0138)23-8445
旭川財務事務所	070-0035	旭川市5条 10 丁目左9号	(0166)26-4151
帯広財務事務所	080-0015	帯広市西5条南6丁目	(0155)25-6381
釧路財務事務所	085-0833	釧路市宮本 1-1-28	(0154)41-1191
東北財務局	980-8436	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	(022)263-1111
盛岡財務事務所	020-0023	盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎	(019)625-3351
福島財務事務所	960-8018	福島市松木町 13-2	(024)535-0301

秋田財務事務所 青森財務事務所 山形財務事務所	010-0951 030-8577 990-0041	秋田市山王 7-1-4 秋田第2合同庁舎 青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 山形市緑町 2-15-3	(018)862-4191 (0177)22-1461 (023)641-5177
東海財務局 静岡財務事務所 沼津出張所 津財務事務所 岐阜財務事務所	460-8521 420-8636 410-0831 514-8560 500-8716	名古屋市中区三の丸 3-3-1 静岡市追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 津市桜橋 2-129 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎	(052)951-1771 (054)251-4321 (0559)33-5800 (059)225-7221 (058)247-4111
北陸財務局 福井財務事務所 富山財務事務所	921-8508 910-8519 930-8554	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎 福井市宝永 2-4-10 富山市丸の内 1-5-13 富山丸の内合同庁舎	(076)291-7860 (0776)25-8230 (076)432-5521
中国財務局 呉出張所 山口財務事務所 下関出張所 岡山財務事務所 倉敷出張所 鳥取財務事務所 松江財務事務所	730-8520 737-0028 753-8526 750-0025 700-8555 712-8691 680-0845 690-0001	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第4号館 呉市幸町 6-6 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 下関市竹崎町 4-6-1 下関地方合同庁舎 岡山市桑田町 1-36 岡山地方合同庁舎 倉敷市水島北幸町 2-2 鳥取市富安 2-89-4 鳥取地方合同庁舎 松江市東朝日町 73	(082)221-9221 (0823)21-6411 (083)922-2190 (0832)34-4003 (086)223-1131 (086)444-5265 (0857)26-2295 (0852)21-5231
四国財務局 松山財務事務所 徳島財務事務所 高知財務事務所	760-0008 790-0808 770-0941 780-0842	高松市中野町 26-1 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 徳島市万代町 3-5 徳島第2地方合同庁舎 高知市追手筋 2-7-3	(087)831-2131 (089)941-7185 (088)622-5181 (088)822-9177
九州財務局 大分財務事務所 鹿児島財務事務所 名瀬出張所 宮崎財務事務所	860-8585 870-0016 892-0816 894-0036 880-0805	熊本市二の丸 1-2 熊本合同庁舎 大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 名瀬市長浜町 1-1 名瀬合同庁舎 宮崎市橘通東 3-1-22 宮崎合同庁舎	(096)353-6351 (097)532-7107 (092)226-6155 (0997)52-0728 (0985)22-7101
福岡財務支局 小倉出張所 佐賀財務事務所 長崎財務事務所 佐世保出張所	812-0013 803-0813 840-0801 850-0052 857-0041	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 北九州市小倉北区城内 5-3 小倉合同庁舎 佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第2合同庁舎 長崎市筑後町 3-24 佐世保市市場田町 3-28	(092)411-7281 (093)561-0481 (0952)32-7161 (095)822-4271 (0956)23-3185
沖縄総合事務局財務部	900-8530	那覇市前島 2-21-7	(098)866-0062

宮古財務出張所	906-0013	平良市下里 1016 平良地方合同庁舎	(09807)2-4774
八重山財務出張所	907-0004	石垣市登野城 55-4 石垣地方合同庁舎	(09808)2-4941

## 都道府県の貸金業担当部課係

北海道	011-231-4111
宮城県	022-263-2111
岩手県	019-651-3111
福島県	024-521-1111
秋田県	018-860-1686
青森県	0177-22-1111
山形県	023-630-2359
神奈川県	045-201-1111
埼玉県	048-824-2111
千葉県	043-223-2707
山梨県	0552-37-1111
栃木県	028-623-3169
茨城県	029-221-8111
群馬県	027-223-1111
新潟県	025-223-5511
長野県	026-232-0111
愛知県	052-961-2111
静岡県	054-227-8431
三重県	059-224-2444
岐阜県	058-272-1111
石川県	076-261-1111
福井県	0776-34-1111
富山県	0764-31-4111
大阪府	06-6941-0351
京都府	075-451-8111
兵庫県	078-341-7711
奈良県	0742-22-1101
和歌山県	0734-32-4111
滋賀県	077-524-1121
広島県	082-228-2111
山口県	083-922-3111
岡山県	086-224-2111
鳥取県	0857-26-7231

島根県	0852-22-5882
香川県	087-831-1111
愛媛県	089-941-6077
徳島県	0886-21-2318
高知県	0888-23-1111
熊本県	096-383-1111
大分県	097-536-1111
鹿児島	099-226-8111
宮崎県	0985-24-1111
福岡県	092-781-1111
佐賀県	0952-24-2111
長崎県	095-824-1111
沖縄県	098-866-2343

以上の資料は下記から引用させていただきました。

■日弁連 HP

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/link/>

■財務局

<http://www.mof.go.jp/zaimu/zaimu.htm>

## クレサラ対協団体組織

(以下は全国クレジット・サラ金問題対策協議会のウェブサイトより引用)

### 全国クレジット・サラ金問題対策協議会 1978年11月結成

メンバー 弁護士 224 名、司法書士 274 名、被害者の会 65 団体、外 26 名  
代表幹事 甲斐道太郎 事務局長 木村達也  
活動 総会、拡大幹事会(年 4 回)徹底討論会、被害者交流集会、全国 110 番、書籍出版  
連絡先 大阪市中央区北浜 2-1-23 日本文化会館  
tel: 06-6222-0186  
fax: 06-6222-2302  
eメールアドレス: [mail@cresara.net](mailto:mail@cresara.net)  
ホームページ: <http://www.cresara.net/>

### 日栄・商工ファンド対策全国弁護団 1998年12月19日結成

メンバー 325 名  
弁護団長 木村達也(大阪) 副団長 新里宏二(仙台) 事務局長 牧野聡(京都)  
活動 弁護団研究会 年 5~6 回  
連絡先 〒604-8166 京都市中京区三条通烏丸入御倉町 85 番地 1 烏丸ビル 5 階 ブライト法律事務所  
tel: 075-211-0577  
fax: 075-211-0578

### 高金利引下げ全国連絡会 1999年12月1日結成

代表幹事 甲斐道太郎、宇都宮健児(東京) 事務局長 井口鈴子  
活動 幹事会年 5 回、集会、シンポ、キャラバン活動  
連絡先 〒363-0023 埼玉県桶川市朝日 2-12-23 朝日総合法務事務所内  
TEL : 048-775-5892  
FAX : 048-772-0076

### 日掛け・保証料対策全国弁護団(同対策会議) 2000年2月26日結成

弁護団長 加藤修(熊本) 事務局長 河野聡(大分)  
活動 研修会、シンポ、国会要請  
連絡先 〒870-0045 大分市城崎町 2-6-25 ベツダイ城崎ビル2階 市民総合法律事務所  
tel: 097-533-6543  
fax: 097-533-6547

**全国ヤミ金融対策会議(同対策会議) 2000年12月14日結成**

代表幹事 宇都宮健児(東京) 新里宏二(仙台) 事務局長 木村裕二(東京)

活動 研究会、集会、立法運動

連絡先 〒104-0061 東京都中央区銀座 6-12-15 西山ビル 7階 東京市民法律事務所  
tel: 03-3571-6051  
fax: 03-3571-9379

**年金担保被害対策全国ネットワーク 2001年6月1日結成**

代表幹事 植田勝博(大阪) 事務局長 関井正博(大阪)

活動 研究会、立法要請

連絡先 〒598-0005 大阪府泉佐野市市場東 2-306-1  
tel: 0724-69-3033  
fax: 0724-69-3077

**全国クレ・サラ調停対策会議 2001年9月29日結成**

代表幹事 甲斐道太郎 副代表 伊澤正之(栃木) 事務局長 水谷英二(愛知)

活動 研究会、国賠訴訟、集会、110番

連絡先 〒462-0813 名古屋市北区山田町 1-30 寿♪やマンション大曾根 2階  
tel: 052-916-5080  
fax: 052-911-3129

**広告問題研究会 2001年4月結成**

代表 新里宏二(仙台)、中野赫子 事務局長 新里宏二(仙台)

活動 研究会、訴訟(随時)

連絡先 〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町 2-3-11 仙台大町レイトンビル 4階  
tel: 022-263-3191  
fax: 022-263-3192

**武富士被害対策全国会議 2002年10月25日結成**

代表幹事 新里宏二(仙台) 副代表幹事 伊澤正之(栃木) 事務局長 尾川雅清(大阪)

活動 集会、研究会、訴訟、出版活動

連絡先 〒530-0047 大阪市北区西天満 4-1-15 西天満内藤ビル 501号  
tel: 06-6364-1133  
fax: 06-6364-1134

**公正証書問題対策会議** 2002年12月14日結成

代表幹事 今瞭美(釧路) 副代表幹事 柊島敏雅(福岡) 事務局長 小寺敬二(静岡)

活動 110番、訴訟、研究会、立法運動(随時)

連絡先 〒427-0111 静岡県島田市阪本1323-14  
tel:0547-30-4010  
fax:0547-30-4140

**行政の多重債務者対策を充実させる全国会議**

代表幹事 大橋悦子 事務局長 小阪正人(京都)

連絡先 〒611-0002 京都府宇治市木幡西浦7番地の11  
tel:0774-38-2428  
fax:0774-38-2429

**アイフル被害対策全国会議** 2005年4月16日設立

代表 河野聡(大分) 事務局長 辰巳裕規(兵庫)

連絡先 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル10階  
tel:078-371-0171  
fax:078-371-0175

**43条対策会議** 2005年4月16日設立

代表 荻原洋子(神奈川) 副代表 呉東正彦(神奈川) 事務局長 戸田慶吾(広島)

連絡先 〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-8 第1ウエノヤビル5階 ひかり総合法律事務所  
tel:082-228-3637  
fax:082-228-3648

**クレジット過剰与信対策全国会議**

代表 釜井英法(東京) 副代表 小野寺友宏(仙台) 村上美和子(東京) 松尾善紀(大阪)  
事務局長 拝師徳彦(千葉)

連絡先 〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-8 日進ビル4階 千葉マリン法律事務所内  
tel:043-225-6665  
fax:043-225-6663

## 被害者団体

**全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会** 1981年9月13日結成  
会長 澤口宣男(埼玉夜明けの会)、事務局長 本多良男(太陽の会)  
活動 総会、幹事会、ブロック集会、出版、立法運動、ニュース発行  
連絡先 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-2 育文社ビル 3階  
tel: 03-5207-5507  
fax: 03-5207-5521  
eメールアドレス: [hirenkyo011@nifty.com](mailto:hirenkyo011@nifty.com)  
ホームページ: <http://www.cre-sara.gr.jp>

財団法人 法律扶助協会 03(3581)6943  
ホームページ : <http://www.jlaa.or.jp/>  
大蔵省銀行局中小金融課貸金業係 03(3581)4111、4131

---

当レポートの著作権は版權元である「バカ売れ・ドット・COM！」に帰属します。

当レポートの一部及びすべてを無断転載、無断複製は堅くお断りいたします。

